

【質問・回答】

案件名： もみじ台地域の土地利用再編に伴う環境影響評価における方法書等作成及び公表支援業務

NO	質問日	質問	回答
1	令和8年4月21日	<p>環境影響評価の業務経験について以下、どちらの業務経験を求めるものでしょうか？ ご教示願います。</p> <p>1. 法令・条例に基づく「環境影響評価（アセスメント）」 大規模事業（道路、造成、再開発、廃棄物処理施設等）について、事業の実施前に 調査 → 予測 → 評価 → 低減措置の検討 → 住民意見等を踏まえた手続 を行い、図書（方法書・準備書・評価書など）を作成する業務。</p> <p>2. 広義の「環境影響の調査・予測・評価」 法アセス対象に限らず、計画・設計・施工等に伴う環境影響を、騒音・振動・大気・水質・生態 系・景観・温室効果ガス等の項目で評価し、 保全措置を検討して報告書にまとめる類の業務。</p>	<p>入札説明書4（6）に記載したとおり、環境影響評価の業務経験（平成28年4月1日以降に 業務を完了したものに限る。）を有する者を配置できるかどうかについて、提出された書類か ら判断いたします。</p>
2	令和8年4月22日	<p>1. 入札説明書5（1）に示す「入札説明書に示した役務の提供が可能であることを証明する書 類」とはどのようなものになりますでしょうか？</p> <p>2. 入札説明書4（6）及び（7）について提出させて頂く書類は以下の通りで良いかご教示願 います。 （6）の証明する書類は、テクリスの「登録内容確認書」で良いでしょうか。 （7）の証明する書類は、配置予定主任技術者の「技術士登録等証明書」のみで良いしょう か。</p>	<p>1. 入札説明書4（6）（7）を証明する書類をご提出ください。</p> <p>2. （6）ご認識の通り、テクリスの「登録内容確認書」のご提出で問題ございません。 （7）こちらもご認識の通り、配置予定主任技術者の技術士登録等証明書等の写しをご提 出ください。</p>